

福祉医療制度を紹介します

福祉医療制度は、子ども、障害者、母(父)子家庭、高齢者などの皆さんが安心して必要な医療が受けられるように、医療費の自己負担額を軽減するための助成制度です。

□問い合わせ先 保険課医療年金係 ☎ (48)1111 (内215・257)

福祉医療制度名	対象者など	所得制限
子ども医療	◎中学校卒業(15歳に達する年度末)までの子どもの保護者 ⇒「子ども医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。	な し
障害者医療	◎身体障害者手帳所持者のうち ①1級～3級の方 ②腎臓機能障害の4級の方 ③進行性筋萎縮症の4級～6級の方 ◎療育手帳所持者のうち IQ50以下の方 ◎自閉症と診断された方 ⇒「障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。	な し
精神障害者医療	◎通院の場合 自立支援医療受給者証所持者 ⇒「精神障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。 ◎入院の場合 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者 ⇒医療機関(精神科受療のみ)で一度支払い、後日申請により自己負担額分をお返しします。(「精神障害者医療費受給者証」の発行はありません。)	な し
母子家庭等医療	◎18歳の年度末までの児童を扶養している母(父)とその児童 ◎父母のいない18歳の年度末までの児童 ⇒「母子家庭等医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。	児童扶養手当本人一部支給制限準用
後期高齢者福祉医療	◎後期高齢者医療制度の被保険者のうち ①母子家庭等医療の要件に該当する者 ②戦傷病者手帳所持者 ③ひとり暮らし老人、ねたきり老人、認知症老人 ④障害者医療の要件に該当する者 ⑤結核予防法、精神保健法による命令入所該当者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 ⇒「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。	①母子家庭等医療に準ずる ②障害者福祉手当準用 ③町民税非課税世帯 ④⑤⑥なし
※ 上記各「医療受給者証」は、原則使用できるのは、愛知県内の医療機関などに限られます。 愛知県外で診療された場合は、一度窓口でお支払いください。後日、領収書などを添付し、町へ請求していただき、自己負担分を振り込みでお返しします。		

☆8月1日から替わります

障害者医療、母子家庭等医療、後期高齢者福祉医療(一部)の受給者は、「医療受給者証」が更新になります。該当者には申請書を送付しましたので、期間内に提出してください。